

別紙 1-1

青少年・民間活動グループ育成事業実施基準

第1 事業の目的

青少年・民間団体等が行う緑化推進活動を支援することにより、県民参加の森林づくり・緑づくり運動の推進に資することを目的とする。

第2 対象事業

次に掲げるいずれかに該当する事業、又は理事長が必要と認めた事業であること

- 1 県民参加の森林・緑づくりに関するキャンペーン等の実施
- 2 森林・緑に関する各種イベント等の実施

第3 対象経費

第2の事業を行うために直接必要な経費とする。ただし、人件費を除く。

第4 事業実施主体

学校、各種団体等とする。

第5 助成措置

- 1 助成金の額は、5万円以上10万円以下とする。
- 2 助成金は、緑と水の森林ファンドを財源とする助成金をもって充てる。

別紙 1-2 削除

別紙 1-3 農山村と都市の交流活動促進事業実施基準 削除

別紙 1-4

森林空間活用推進事業基準

第1 事業の目的

森林が持つ様々な機能を利用して森林を憩いの場、癒しの場、学習の場として活用し、森林に対する理解を深める取組として地域、NPO法人、団体等が行う安らぎの森林づくり、緑づくり並びに森林学習活動、森林利用、広報活動等の推進に資することを目的とする。

第2 対象事業

次に掲げるいずれかに該当する事業、又は理事長が必要と認めた事業であること。

- 1 森林・緑に関する各種イベント等の実施
- 2 森林・緑に関わる学習会の開催
- 3 体験学習による植樹、保育作業の実施
- 4 憩いの場・癒しの場としての森林整備

第3 対象経費

第2の事業を行うために直接必要な経費とする。ただし、人件費を除く。

第4 事業実施主体

市町村支部、各種団体等とする。

第5 助成措置

- 1 助成金の額は、20万円を限度とする。
- 2 助成金は、緑と水の森林ファンドを財源とする助成金をもって充てる。

別紙 2-1

森林づくりの促進事業実施基準

第1 事業の目的

水源林や森林公園等公共性の高い森林の整備及び森林を利用した住民の交流活動を促進することにより、森林づくり・緑化推進に対する住民の意識の高揚を図るとともに地域の活性化に資することを目的とする。

第2 対象事業

- 1 次のいずれかに該当する事業、又は理事長が必要と認めた事業であること
 - (1) 市町村等が水源林として上流域等に確保している森林の整備
 - (2) 地域住民が簡易水道源として活用している水源林の整備
 - (3) 市町村民等が広く利用する森林公園の整備
 - (4) 地域のシンボリックな森林の整備
 - (5) 森林を利用して市町村民が行う交流活動及び森林の整備
 - (6) 森林整備に係る普及啓発
- 2 事業に要する経費が、おおむね5万円以上であること

第3 対象経費

謝金、苗木等資材費、作業用具・機械代（借上料を含む。）、保険料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び借上料 等

第4 事業実施主体

市町村、学校、各種団体、緑化推進委員会市町村支部等とする。

第5 助成措置

- 1 助成金の額は、1事業当たり20万円を上限とする。
- 2 助成金は、緑の募金をもってこれに充てる。

別紙 2-2 ボランティア活動支援事業実施基準 削除

別紙 2-3

地域緑化の推進事業実施基準

第1 事業の目的

団体等が実施する地域の緑化活動及び緑化イベント・講習会等の開催を支援し、県民の緑化意識の高揚を図るとともに、地域の緑づくりを促進することを目的とする。

第2 対象事業

- 1 地域における植樹等の緑化活動及び緑化に係るイベント・講習会等の開催であること
- 2 事業に要する経費が、おおむね5万円以上であること

第3 対象経費

謝金、苗木等資材費、作業用具・機械代（借上料を含む。）、保険料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び借上料 等

第4 事業実施主体

市町村、学校、各種団体、緑化推進委員会市町村支部等とする。

第5 事業に係る助成措置

- 1 助成金の額は、1事業当たり15万円を上限とする。
- 2 助成金は、緑の募金をもってこれに充てる。

別紙 2-4

みどりの少年団活動推進事業実施基準

第1 事業の目的

通常の活動に加えて、交流活動、野外活動や社会奉仕活動等より充実した活動を行うみどりの少年団の活動を支援することにより、次代を担う子ども達の森林・緑に対する関心・意識の高揚を図ることを目的とする。

第2 対象事業

- 1 みどりの少年団が行う自然・森林・緑に関わる学習活動、野外活動、奉仕活動等であって、通常の活動に加えて行う事業であること
- 2 事業に要する経費が、おおむね5万円以上であること

第3 対象経費

謝金、苗木等資材費、作業用具・機械代（借上料を含む。）、保険料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び借上料 等

第4 事業実施主体

みどりの少年団とする。

第5 助成措置

- 1 助成額の額は、1事業当たり10万円を上限とする。
- 2 助成金は、緑の募金をもってこれに充てる。

別紙 2-5

学校緑化推進事業実施基準

第1 事業の目的

園庭・校庭の整備に要する経費に対し支援することで環境教育の推進を図る。

第2 対象事業

- 1 保育園、幼稚園、小中学校の園庭・校庭の整備（樹木の植栽、手入れ等）の環境整備であること
- 2 事業に要する経費が、おおむね1万円以上であること

第3 対象経費

謝金、苗木等資材費、作業用具・機械代（借上料を含む。）、保険料、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、使用料及び借上料、委託料 等
ただし、全ての事業を委託とせず、園児・児童・生徒が作業に加わることを。

第4 事業実施主体

保育園、幼稚園、小中学校、学校教育を支援する団体等とする。

第5 事業に係る助成措置

- 1 助成金の額は、1事業当たり20万円を上限とする。
- 2 助成金は、緑の募金をもってこれに充てる。